

役員給与規程

平成 16 年 3 月 1 日
規 程 第 5 号

改正 平成17年12月6日規程第11号 平成18年6月30日規程第9号
平成21年3月31日規程第6号 平成21年5月29日規程第13号
平成21年11月30日規程第17号 平成22年2月9日規程第1号
平成22年11月30日規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）の役員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 役員の給与は、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）については、本俸、特別調整手当、期末手当、勤勉手当及び通勤手当とし、非常勤の役員（以下「非常勤役員」という。）については、非常勤役員手当とする。

2 機構の業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給与の支払い)

第3条 役員の給与は、法令に基づきその役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接本人に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員が申し出た場合には、役員の給与の全部又は一部を金融機関の本人の口座に振り込む方法によって支払うことができる。

(本俸月額)

第4条 常勤役員の本俸の月額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 100万7千円
- (2) 理事 82万1千円
- (3) 監事 70万4千円

(特別調整手当の月額)

第5条 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて常勤役員に対し支給する。

- 2 特別調整手当の月額、神奈川県横浜市に在勤する常勤役員にあっては、本俸月額に100分の8を乗じて得た額とする。

(給与の支給日)

第6条 給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)は、月の1日から末日までの期間につき、その月額をその月の16日に支給する。ただし、16日が休日に当たるときは前日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)に支給するものとする。

(新たに常勤役員となった者及び常勤役員でなくなった者の給与)

第7条 新たに常勤役員となった者には、その日から給与(期末手当、勤勉手当及び通勤手当を除く。以下この条において同じ。)を支給する。

- 2 常勤役員が、離職したときは、その日まで給与を支給する。
- 3 常勤役員が、死亡したときは、その月まで給与を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給与を支給する場合であつて、その月の1日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与の額は、その月の日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長の指定する日(以下「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、100分の65、12月に支給する場合においては、100分の75を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6カ月 100分の100
- (2) 5カ月以上6カ月未満 100分の80
- (3) 3カ月以上5カ月未満 100分の60
- (4) 3カ月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において常勤役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額

とする。

- 4 基準日以前6カ月以内の期間において、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）から引き続いて常勤役員となった者の在職期間の計算については、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を役員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 5 基準日前に引き続いて国家公務員となるために退職した常勤役員には、第1項の規定にかかわらず、期末手当は、支給しない。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
 - (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項の規定に基づく解任（同項第1号に掲げる事由に該当することによる解任を除く。）により退職した常勤役員
 - (2) 基準日前1カ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した常勤役員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
 - (3) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 7 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、機構の信用を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 8 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った

場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

9 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(勤勉手当)

第8条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対し、その者の基準日以前6カ月以内の期間における職務実績等に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長の指定する日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤役員の在職期間による割合（以下この条において「期間率」という。）を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、常勤役員の勤勉手当基礎額に100分の75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

4 期間率は、基準日以前6カ月以内の期間における常勤役員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

在職期間		割合
6カ月		100分の100
5カ月15日以上	6カ月未満	100分の95
5カ月以上	5カ月15日未満	100分の90

4カ月15日以上	5カ月未満	100分の 80
4カ月以上	4カ月15日未満	100分の 70
3カ月15日以上	4カ月未満	100分の 60
3カ月以上	3カ月15日未満	100分の 50
2カ月15日以上	3カ月未満	100分の 40
2カ月以上	2カ月15日未満	100分の 30
1カ月15日以上	2カ月未満	100分の 20
1カ月以上	1カ月15日未満	100分の 15
15日以上	1カ月未満	100分の 10
15日未満		100分の 5
零		0

- 5 前条第4項から第9項までの規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前条第4項中「基準日」とあるのは「基準日（次条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第5項及び第6項中「第1項」とあるのは「次条第1項」と、同条第6項第1号中「支給日」とあるのは「支給日（次条第1項の理事長の指定する日をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

（通勤手当）

第9条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

（非常勤役員手当）

第10条 非常勤役員手当は月額とし、次に掲げる非常勤役員に支給する。

監事 24万2千円

2 第6条及び第7条の規定は、前項の非常勤役員について準用する。

（実施に関し必要な事項）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年3月1日から施行する。

2 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）附則第3条第1項の規定による雇用・能力開発機構（以下「旧機構」という。）の解散に伴

い旧機構の役員を退職し、引き続き機構の役員に任命された者の第8条第2項に規定する在職期間には、その者の旧機構としての在職期間を含むものとする。

- 3 平成21年6月1日を基準日として支給する期末手当及び勤勉手当に関する第8条第2項及び第8条の2第2項の規定の適用については、第8条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第8条の2第2項中「100分の85」とあるのは、「100分の75」とする。

附 則（平成17年12月6日規程第11号）

この規程は、平成17年12月7日から施行する。

附 則（平成18年6月30日規程第9号）

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規程第6号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日規程第13号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規程第17号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - （1）平成21年4月1日において常勤役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額合計額に100分の0.34を乗じて得た額に、同年4月から11月までの月数を乗じて得た額
 - （2）平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.34を乗じて得た額

附 則（平成22年2月9日規程第1号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規程第10号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成22年4月1日において常勤役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額合計額に100分の0.38を乗じて得た額に、同年4月から11月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.38を乗じて得た額